

ベーシックマスターよくわかる建築法規
(建築基準法改正に伴う変更等一覧)

ページ	箇所	変更内容															
11	図 1-5	<p>以下の図及び一定条件を追加してください。</p> <div style="text-align: center;"> <p style="font-size: small;">建築物</p> <p style="font-size: small;">軒先空地など 一定の条件を 満たす場合</p> <p style="font-size: small;">≤ 5m</p> </div> <p>* 一定の条件：①底から敷地境界線まで距離が 5m以上かつ、その距離が底の高さ以上。②底部分の全ての材料を不燃材料とする。③底の上に上階が無い。④不算入となる底の面積が当該敷地の建築可能面積の 1/10 以下。</p>															
13	(3) 法令用語の定義がないもの	<p>以下の④の下線部分を追加し、⑤、⑥を追加してください。</p> <p>④ 火災時対策をした準耐火構造 <u>(火災時倒壊防止構造)</u></p> <p>⑤ 避難時対策構造 通常火災時に建物内にいる全ての人が地上まで避難する間、倒壊、延焼を防止するために定められた基準に適合するもの。</p> <p>⑥ 周辺危害防止構造 通常火災時に当該建物周囲への火熱量を一定以下に抑制するために定められた基準に適合するもの。</p>															
18	表 2-4	p.3 の表に差し替えてください。															
20	表 2-7	<p>以下の表に差し替えください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">規 模</th> <th colspan="2">構 造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">延べ面積^{*1}>1,000m²</td> <td colspan="2">イ 延焼の恐れのある部分の、外壁および軒裏を防火構造、屋根は政令で定める技術的基準に適合した構造とする。 ロ 1,000m²以内ごとに防火壁により区画する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">規 模</td> <td style="text-align: center;">3,000m²以下</td> <td style="text-align: center;">3,000m²超</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4階以上または高さ16mを超える</td> <td style="text-align: center;">耐火構造または火災時倒壊防止構造</td> <td style="text-align: center;">耐火構造 火災時倒壊防止構造</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3階以下または高さ16m以下</td> <td style="text-align: center;">—^{*2}</td> <td style="text-align: center;">3,000m²ごとに区画 周辺危険防止構造</td> </tr> </tbody> </table> <p>^{*1} 延べ面積：同一敷地内にある木造建築物の床面積の合計 ^{*2} 1,000m²ごとの防火区画が求められる</p>	規 模	構 造		延べ面積 ^{*1} >1,000m ²	イ 延焼の恐れのある部分の、外壁および軒裏を防火構造、屋根は政令で定める技術的基準に適合した構造とする。 ロ 1,000m ² 以内ごとに防火壁により区画する。		規 模	3,000m ² 以下	3,000m ² 超	4階以上または高さ16mを超える	耐火構造または火災時倒壊防止構造	耐火構造 火災時倒壊防止構造	3階以下または高さ16m以下	— ^{*2}	3,000m ² ごとに区画 周辺危険防止構造
規 模	構 造																
延べ面積 ^{*1} >1,000m ²	イ 延焼の恐れのある部分の、外壁および軒裏を防火構造、屋根は政令で定める技術的基準に適合した構造とする。 ロ 1,000m ² 以内ごとに防火壁により区画する。																
規 模	3,000m ² 以下	3,000m ² 超															
4階以上または高さ16mを超える	耐火構造または火災時倒壊防止構造	耐火構造 火災時倒壊防止構造															
3階以下または高さ16m以下	— ^{*2}	3,000m ² ごとに区画 周辺危険防止構造															
49	表 4-5	<p>・表題を含め以下の表に差し替えてください。</p> <p style="text-align: center;">表 4-5 構造計算が必要な建築物 (法 20 条 1 項 1 号～ 3 号)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">構造種別</th> <th>規 模 (いずれかに該当するもの)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">木造^{*1}</td> <td style="text-align: center;">高さ>16m 階数≥3または延べ面積>300m²</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鉄骨造・鉄筋コンクリート造など^{*2} 木造以外のもの</td> <td style="text-align: center;">階数≥2または延べ面積>200m²</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">石造・コンクリートブロック造・れんが造など</td> <td style="text-align: center;">鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造で高さ>20m</td> </tr> </tbody> </table> <p>^{*1}：4号建築物は新2号建築物または新3号建築物へ変更 ^{*2}：エキスパンションジョイント等応力を伝えない構造で接している場合それぞれ別の建築物とすることができる。</p>	構造種別	規 模 (いずれかに該当するもの)	木造 ^{*1}	高さ>16m 階数≥3または延べ面積>300m ²	鉄骨造・鉄筋コンクリート造など ^{*2} 木造以外のもの	階数≥2または延べ面積>200m ²	石造・コンクリートブロック造・れんが造など	鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造で高さ>20m							
構造種別	規 模 (いずれかに該当するもの)																
木造 ^{*1}	高さ>16m 階数≥3または延べ面積>300m ²																
鉄骨造・鉄筋コンクリート造など ^{*2} 木造以外のもの	階数≥2または延べ面積>200m ²																
石造・コンクリートブロック造・れんが造など	鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造で高さ>20m																

52	表 5-1	木造の建築物の項を以下に差し替えてください。					
		対象となる建築物	対象となる規模・構造等	工事の種類	確認までの日数		
		木造の建築物	2以上の階数を有するもの		35日以内		
			延べ面積が200㎡を超えるもの				
			建築 大規模の修繕 大規模の模様替え				
56	表 5-6	以下の表に差し替えてください。					
		構造	高さ16m以下の建築物				高さ16m以上または地上階数4階以上
			木造建築物		鉄筋コンクリート造・鉄骨造 など		
		延べ面積 (S) [㎡]	階数1	階数2以下	階数3	階数2以下	階数3
		S ≤ 30	制限なし			制限なし	
		30 < S ≤ 100				二級建築士	
		100 < S ≤ 300	木造建築士				
		300 < S ≤ 500					
		500 < S ≤ 1,000	一般				一級建築士
			特殊*				
		1,000 < S	一般	二級建築士			
			特殊*				
* : ここでは学校, 劇場, 映画館, 観覧場, 公会堂, 集会場 (オーディトリウムを持たないものを除く), 百貨店の用途に供する建築物のことをいう							

表2-4を以下の表に差し替えてください。

表2-4 特殊建築物の構造の制限（法27条、別表第1）

特殊建築物の用途	当該用途に供する階	当該用途に供する部分の床面積の合計	必要な性能
① 劇場、映画館、演芸場 観覧場、公会堂、集会場その他これに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階*	客席：200㎡以上 屋外観覧席：1000㎡以上	耐火構造、避難時倒壊防止構造、火災時倒壊防止構造、耐火性能検証法によるものなど
	主階が1階にないもの*		
	3階以上の階*		
② 病院、ホテル、共同住宅その他これに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階*	—	準耐火構造（45分）、（ロ）
	2階	300㎡以上	
下宿、共同住宅、寄宿舎	3階（防火地域以外）*	—	準耐火構造（1時間）
③ 学校、体育館、博物館その他これに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階*	—	耐火構造、避難時倒壊防止構造、火災時倒壊防止構造、耐火性能検証法によるものなど
	3階*	—	準耐火構造（1時間）
	—	2,000㎡以上	準耐火構造（45分）、（ロ）
④ 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階*	—	耐火構造、避難時倒壊防止構造、火災時倒壊防止構造、耐火性能検証法によるものなど
	—	3,000㎡以上	準耐火構造（45分）、（ロ）
	2階	500㎡以上	
⑤ 倉庫その他これに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階	200㎡以上	耐火構造
	—	1,500㎡以上	準耐火構造、（ロ）
⑥ 自動車車庫、自動車修理工場その他これに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階	—	耐火構造
	—	150㎡以上	準耐火構造、（ロ）
⑦ 令116条の表の数量以上の危険物貯蔵場または処理場	全範囲		耐火建築物または準耐火建築物

（ロ）：ロ準耐火構造1号、2号

*：階数が3以下で延べ面積が200㎡未満のものは耐火要求除外